

島根県立古墳の丘古曾志公園 管理運営業務仕様書

島根県立古墳の丘古曾志公園（以下「古墳の丘」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、この仕様書によるものとする。

■ I 基本的事項

1. 設置目的

古墳の丘は、古代の文化遺産の保存と活用を図り、県民の古代文化についての理解と認識を深めることを目的として設置。

2. 施設の概要

- (1) 施設名 島根県立古墳の丘古曾志公園
- (2) 所在地 松江市古曾志町 5 6 2 - 1 ほか
- (3) 所有者 島根県
- (4) 主要施設 古墳の丘古曾志公園（総面積：43,938㎡）
野外ステージ（有料施設）ほか

3. 指定管理業務の概要

- (1) 古墳の丘利用料の徴収・納入に関する業務
- (2) 有料施設等の利用者の対応に関わる業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 公園内の環境の保全に関わる業務
- (5) その他の業務

4. 有料施設等の使用時間

- (1) 午前9時から午後5時まで
- (2) 必要があると認めるときは、島根県教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けて変更する。

5. 組織体制及び資格者の配置

業務を執行するのに必要な組織体制をとること。

6. 個人情報の取り扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人に関する情報については、他に漏らしたり、私的に流用することがないように、適切に取り扱うこと。

7. 備品の帰属

指定管理者が委託料により購入した備品（島根県会計規則第86条第1項第1号に規定する備品）の所有権は、県に帰属する。

8. 業務報告書の提出

指定管理者は毎月終了後10日以内に次に掲げる事項を委員会に提出すること。

- (1) 使用料等の収入実績
- (2) 業務の実施状況
- (3) 利用者の要望、苦情とその対応の状況

9. 事業報告書の提出

指定管理者は島根県立古墳の丘古曾志公園条例（以下「条例」という。）第7条及び島根県

立古墳の丘古曾志公園条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、次の掲げる事項を記載した事業報告書を提出すること。

- (1) 古墳の丘の管理運営の体制
- (2) 古墳の丘で実施した事業の内容並びに当該事業を実施した時期及び成果
- (3) 古墳の丘の利用の実績及びその分析
- (4) 古墳の丘の管理運営に要した経費の総額及び内訳
- (5) その他古墳の丘の管理運営に関し委員会が必要と認める事項

■ II 指定管理者が行う業務内容と業務の基準

1. 古墳の丘利用料の徴収・納入に関する業務の基準

(1) 有料施設等の利用料の徴収業務

ア 条例及び規則の定めるところに従った徴収を実施すること。

イ 徴収した入場料は委員会が定める指定金融機関に納付すること。

※なお、照明設備、映像設備及び音響設備については、現在使用休止としており、令和12年度以降も使用休止として取り扱う。

(2) 有料施設等の使用休止日

ア 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）

イ 12月29日から翌年の1月3日まで

ウ 臨時に開場又は休場する場合は、委員会と協議し承認を受けて実施する。

2. 有料施設等の利用者の対応に関わる業務の基準

(1) 利用者への対応

利用者本位の運営を行い、親切丁寧な対応を心がけること。

ア 施設等利用申し込みの対応（指定管理者の事務所等において対応）

イ 委員会が提示する暴力団排除約款に基づき、暴力団排除に関する規定整備を行うこと。

(2) トラブルへの対応

ア 要望や苦情、トラブル等は、迅速、適切に処理すること。

イ 要望、苦情等で重要なものは速やかに委員会に報告すること。

3. 古墳の丘の施設及び設備の維持管理に関する業務の基準

(1) 施設及び設備維持管理業務

ア 園内の解錠及び施錠

毎日、駐車場出入口並びにトイレの解錠及び施錠を行うこと。

解錠時間・・・午前9時 施錠時間・・・午後5時

イ 建築物の保守管理

状態を点検し、美観を維持すること。

ウ 設備の保守管理

日常点検、法定点検、定期点検等を実施し初期の性能を維持すること。

※業務内容については、第1表による。

エ 野外ステージの保守管理

野外ステージについては、利用者が快適に利用できるよう適切な状態に保ち、かつ施錠等の管理を的確におこなうこと。

オ 清掃業務

施設の環境を維持し快適な環境を保ち、清掃業務を適切に行うこと。

① 業務範囲

場所ごとに、日常清掃、定期清掃を組み合わせ、ゴミ、ほこり、汚れ等がない状態を維持する。

② 留意事項

清掃業務は、施設利用者の妨げにならないよう清掃時間・頻度を考慮して実施すること。

(2) 物品の保守管理に関する業務の基準

ア 施設の運営に支障をきたさないように物品の管理をおこなうこと。

イ 破損、不具合等が生じた時には必要に応じて修繕すること。

(3) 施設設備損傷の場合の報告及び修繕

施設設備の損傷が判明した場合は、速やかに委員会に報告をおこない、必要に応じ修繕をおこなうこと。

(4) 年間保全計画の作成

施設の保全を的確に実施するため、年間の保全計画を作成し、事業計画書に併せて提出すること。

【第1表】

施設	業務	必要な施設・設備	業務の基本的な基準
古墳の丘古曾志公園	建築物保守管理	管理センター	適宜確認すること
		野外ステージ	
		トイレ	
	浄化槽維持管理	浄化槽	日常点検：年24回 水質分析：年4回 法定検査：年1回 消毒、清掃：適宜
	受水槽維持管理	貯水槽	受水槽清掃、水質分析

4. 公園内の環境の保全に関わる業務の基準

利用者が快適に散策等できるように公園内の環境の保全を適切に実施すること。

(1) 公園内の巡視

公園内を巡視し快適な環境が保たれていることを確認し、必要に応じ適切な処置をおこなうこと。

ア 公園内の巡視では、設置されている案内板・説明板・円筒埴輪等、古墳模型・トイレ等の施設及び植栽等の状況を確認すること。

イ 公園内の保安業務を適切に行うこと。

ウ 巡視の回数については、第2表による。

エ 巡視に併せ、公園内に落下、散乱する空き缶、ゴミを回収すること。

(2) 説明版等の設置物、公園内施設（古墳模型・野外ステージ・トイレ）の管理

- ア 極端な汚れや破損がない状態を保ち美観を維持すること。
- イ 利用者が快適に利用できるよう、適切な衛生管理をおこなうこと。
- ウ 破損等があった場合は速やかに委員会へ報告し、必要に応じ修繕すること。

(3) 公園内の環境美化業務

公園内については、利用者が快適に散策等できるように以下の点に留意し、環境の保全を図ること。

ア 除草等作業

公園内の雑草等については以下の点に留意し、適切な処理をすること。

- ① 周辺の住民及び利用者から苦情が出ないようにすること。
- ② 除草された雑草等は、適切な処分を実施すること。
- ③ 芝生の部分については、利用者が快適に利用できるよう維持すること。

イ 植栽の管理

- ① 公園内の樹木の剪定、下枝刈りを年1回以上実施すること。
- ② 必要に応じて、落ち葉等の清掃を実施すること。
- ③ 剪定された枝等は、利用者が快適に散策等できるよう必要に応じて処分すること。

※ア、イの業務は第2表により実施。

ウ ゴミ等の処分は随時実施し、利用者に不快感を与えないこと。

【第2表】

施設名等	環境保全業務の基本的な基準			巡視業務
	除草等作業（全体）	植栽管理業務	備 考	
古 墳 の 丘 古 曽 志 公 園	年1回以上	—	別に必要に応じて 除草	2日に一度 朝・夕の2回
	—	年1回	—	

5. 有料施設等の利用者の対応に関わる業務の基準

(1) 利用者への対応

利用者本位の運営を行い、親切丁寧な対応を心がけること。

ア 施設等利用申し込みの対応（指定管理者の事務所等において対応）

イ 委員会が提示する暴力団排除約款に基づき、暴力団排除に関する規定整備を行うこと。

(2) トラブルへの対応

ア 要望や苦情、トラブル等は、迅速、適切に処理すること。

イ 要望、苦情等で重要なものは速やかに委員会に報告すること。

6. その他の業務の基準

(1) 関連機関との連絡調整等を実施し、利用者へのサービス向上に努めること。

ア 委員会、松江市との調整

イ 管理センターが、通常無人になることから、利用者に対する連絡先窓口を看板等で明記しておくこと。

(2) 事業計画書、収支予算書の作成

次年度の事業計画書及び収支予算書作成にあたっては、委員会と協議をおこなうこと。

(3) その他委員会が必要と認める業務を適切に実施すること。

7. 島根県と指定管理者の役割分担

【第3表】

	指定管理者	島根県
①利用料の徴収、納入	○	
②施設設備の維持管理（清掃等を含む）	○	
③機械設備の保守点検	○	
④公園の環境保全	○	
⑤安全衛生管理	○	
⑥施設の使用許可責任	○	○
⑦物品の保管・管理	○	○
⑧施設設備の軽微な修繕	○	
⑨施設設備の大規模な修繕		○
⑩公園等の整備		○
⑪事故、火災等による施設の損傷（事案による）	○	○
⑫施設利用者の被災に対する責任（事案による）	○	○
⑬県有施設の火災共済保険加入		○
⑭包括的な管理責任		○

※詳細の業務分担については、島根県と指定管理者の両者協議の上で定める。

8. 留意事項

(1) 業務の引き継ぎ

指定管理者が現在の受託者と異なる場合に円滑な引継を行い、令和8年4月1日から業務が行えること。

(2) 業務の委託

ア 管理運営業務の全てを第三者に委託し請け負わすことはできない。

イ 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、その業務内容を委員会に通知すること。

(3) 各種業務の詳細

施設及び設備の維持管理、公園内の環境の保全については、「古墳の丘古曾志公園建築保全業務仕様書」によること。